

(議案その四)

令和六年二月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和6年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

第24号議案	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例	1
第25号議案	行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条 例	2
第26号議案	島根県職員定数条例の一部を改正する条例	3
第27号議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	4
第28号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例	5
第29号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ...	8
第30号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を 改正する条例	10
第31号議案	島根県手数料条例の一部を改正する条例	11
第32号議案	県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊 勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	12

第33号議案	県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	13
第34号議案	島根県公立学校情報機器整備事業基金条例	14
第35号議案	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	15
第36号議案	警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	16
第37号議案	島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例	17
第38号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	24
第39号議案	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	25
第40号議案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	26
第41号議案	島根県港湾施設条例の一部を改正する条例	29
第42号議案	島根県立都市公園条例の一部を改正する条例	30
第43号議案	島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	32
第44号議案	島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例	33

第45号議案	島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	34
第46号議案	島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	35
第47号議案	島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例	36
第48号議案	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	37
第49号議案	島根県女性相談センター条例の一部を改正する条例	41
第50号議案	島根県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	42
第51号議案	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例の一部を改正する条例	50
第52号議案	島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例	51
第53号議案	県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	52
第54号議案	島根県漁港管理条例及び漁港管理会設置条例の一部を改正する条例	53

第24号議案

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

第2条第1号中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改め、同条第2号中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、同条第3号中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

(島根県流域下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 島根県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年島根県条例第30号)第5条
- (2) 島根県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第60号)第5条
- (3) 島根県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第61号)第6条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第25号議案

行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「別表第1第1号」を「別表第2第1号」に改める。

- (1) 行政財産の使用料に関する条例（昭和39年島根県条例第42号）第3条第3項
- (2) 島根県道路占用料徴収条例（昭和28年島根県条例第18号）第2条第2項
- (3) 島根県海岸占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第27号）第2条第1項
- (4) 島根県流水占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第28号）第2条第2項
- (5) 島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）第4条第2項
- (6) 島根県空港条例（昭和40年島根県条例第19号）第15条第2項
- (7) 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例（平成12年島根県条例第29号）第2条第1項
- (8) 島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第4条第1項第1号及び第2号
- (9) 島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）第13条第2項

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

第26号議案

島根県職員定数条例の一部を改正する条例

島根県職員定数条例（昭和28年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「3,652人」を「3,602人」に改め、同条第3号中「302人」を「352人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第27号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第11項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

第28号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第30号を第31号とし、第8号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 原子力災害応急作業従事手当

第12条の次に次の1条を加える。

（原子力災害応急作業従事手当）

第12条の2 原子力災害応急作業従事手当は、職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

(2) 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（附則第4項第2号及び第3号において「本部長指示」という。）に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) 前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000円を超えな

い範囲内において人事委員会規則で定める額

- (3) 前項第2号の作業 10,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）

第23条第1項第1号中「指導」を「援助」に改める。

第29条を次のように改める。

（福祉業務従事手当）

第29条 福祉業務従事手当は、次の各号に掲げる職員が福祉に関する業務で当該各号に定めるもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事したときに支給する。

- (1) 児童相談所に勤務する職員 指導又は調査の業務
- (2) 女性相談センターに勤務する職員 援助又は調査の業務
- (3) 心と体の相談センターに勤務する職員 援助又は調査の業務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第2項に規定する業務を含む。）

2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の業務 1,080円
- (2) 前項第2号及び第3号の業務 600円

第39条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 原子力災害応急作業従事手当については、職員が同一日において、第12条の2第2項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第4項の前の見出し中「特殊現場作業従事手当」を「原子力災害応急作業従事手当」に改め、同項中「第11条」を「第12条の2」に改め、「）が」の次に「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電

所の事故による災害に対処するために」を加え、「特殊現場作業従事手当」を「原子力災害応急作業従事手当」に改め、同項第 2 号中「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第 2 項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（次号において「本部長指示」という。）」を「本部長指示」に改める。

附則第 6 項中「第39条第 3 項」を「第39条第 4 項」に、「特殊現場作業従事手当」を「原子力災害応急作業従事手当」に改める。

附則第 7 項中「特殊現場作業従事手当」を「原子力災害応急作業従事手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第 1 項第 1 号及び第29条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第29号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第6条第1項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第2項に見出しとして「（育児休業に係る給与等に関する条例の廃止等）」を付し、附則に次の4項を加える。

（職員の給与条例附則第10項又は県立学校教育職員の給与条例附則第13項が適用される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え）

3 育児短時間勤務をしている職員に対する職員の給与条例附則第10項又は県立学校教育職員の給与条例附則第13項の規定の適用については、これらの規定中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が職員の給与条例附則第10項又は県立学校教育職員の給与条例附則第13項の規定の適用を受ける場合における第22条の規定の適用については、同条中「第19条まで」とあるのは、「第19条まで及び附則第3項」とする。

（市町村立学校教職員の給与条例附則第10項が適用される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え）

5 育児短時間勤務をしている職員に対する市町村立学校教職員の給与条例附則第10項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、第

22条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 6 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が市町村立学校教職員の給与条例附則第10項の規定の適用を受ける場合における第22条の規定の適用については、同条中「第19条まで」とあるのは、「第19条まで及び附則第5項」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第30号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第32号を第33号とし、第24号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 地方税共同機構

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第31号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表6の項第7号ア中「6,600円」を「7,200円」に改め、同号イ中「4,600円」を「5,300円」に改め、同号ウ中「3,700円」を「4,200円」に改め、同項第9号中「4,700円」を「5,300円」に改め、同項第10号ア中「5,700円」を「6,600円」に改め、同号イ中「3,800円」を「4,400円」に改める。

別表64の4の項第1号イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表64の5の項左欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料」に改め、同項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（」に改め、同号ア(ア) a 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同項第5号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月1日から施行する。ただし、別表64の4の項及び64の5の項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

第32号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(13) 原子力災害応急作業従事手当

第18条を次のように改める。

（原子力災害応急作業従事手当）

第18条 原子力災害応急作業従事手当は、県立学校の教育職員又は市町村立学校の教職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち教育委員会規則で定めるものに係る同法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して教育委員会規則で定める区域において行う作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき、10,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額（心身に著しい負担を与えると教育委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額を加算した額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第33号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例 (昭和31年島根県条例第35号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,595人」を「1,607人」に、「962人」を「1,000人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例 (昭和31年島根県条例第37号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,065人」を「5,038人」に、「355人」を「351人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第34号議案

島根県公立学校情報機器整備事業基金条例

(設置)

第1条 県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に要する経費に充てるため、島根県公立学校情報機器整備事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第35号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「（次号の作業を除く。）」を削り、同項第3号及び同条第2項第3号を削る。

第10条第2項第1号及び第2号ア中「2,500円（人事委員会規則で定める死体の取扱作業にあつては、3,200円）」を「3,200円」に改める。

第22条第1項中「事情」の次に「（次項において単に「特別の事情」という。）」を加え、「それぞれ作業」を「勤務」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 死体取扱手当の支給される作業で正規の勤務時間以外の時間において特別の事情の下で行われるものに従事した場合における当該手当の額については、第10条第2項の規定にかかわらず、当該手当の額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。ただし、前項各号に掲げる手当のいずれかの手当が支給されることとなる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第36号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の29の2の項中「12,700円」を「14,000円」に改め、同表の55の項を削り、同表の56の項中「認定証」を「認定」に改め、同項を同表の55の項とし、同表中57の項を削り、58の項を56の項とし、59の項から61の項までを2項ずつ繰り上げ、61の2の項を60の項とし、61の3の項を61の項とし、61の4の項を61の2の項とし、64の3の項から64の7の項までを削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第37号議案

島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例

島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 暴力団員が利益の供与を受けることの禁止等（第17条）」

「第5章 暴力団員が利益の供与を受けることの禁止等（第17条）」
を
第5章の2 暴力団排除特別強化地域（第17条の2 第17条の4）」に、

「第23条」を「第23条の2」に、「第24条」を「第24条・第24条の2」に、「第25条」を「第25条・第26条」に改める。

第1条中「及び県民等」を「、県民及び事業者」に改める。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条に次の3号を加える。

(5) 青少年 18歳未満の者をいう。

(6) 特定営業 次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この号において「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業

イ 風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

ウ 風適法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業

エ 風適法第2条第13項に規定する接客業務受託営業

オ 風適法第2条第13項第4号に規定する飲食店営業

カ 風俗案内（次に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うための施設（不特定多数の者が利用することができるものに限る。以下「風俗案内所」という。）を設け、当該風俗案内所において有償又は無償で風俗案内を行う営業

ク 風適法第2条第1項第1号に該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

- a 接待（風適法第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報
- b 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報
- (イ) 風適法第2条第6項第1号若しくは第2号又は第7項第1号のいずれかに該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為
 - a 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるための料金に関する情報
 - b 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風適法第2条第7項第1号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風適法第31条の2第1項第7号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）に関する情報
- キ 風俗情報（カア及びイ）に規定する情報をいう。以下同じ。）を掲載した書籍、雑誌その他の刊行物を発行し、又は風俗情報をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する営業
- ク 道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（アからカまでのいずれかに該当するものを除く。）
 - ア アからカまでのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。
 - イ アからカまでのいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。
 - ウ アからカまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。
 - エ 写真又は映像の被写体となる役務であつて、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。
- (7) 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

第3条中「県民等が」を「県民及び事業者が」に、「暴力団の利用、暴力団へ

の協力及び暴力団との交際を」を「暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団と交際」に、「及び県民等」を「、県民及び事業者」に改める。

第4条並びに第5条の見出し及び同条第3項並びに第6条の見出し及び同条第1項並びに第9条中「県民等」を「県民及び事業者」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止)

第12条の2 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

第13条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園

第13条第2項ただし書中「暴力団事務所が、」の次に「この条例の施行の際現に運営されているものである場合にあつてはこの条例の施行後に、この条例の施行後に開設されたものである場合にあつてはその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなった後に、」を加え、「場合」を「とき」に改め、同条に次の2項を加える。

3 暴力団事務所は、第1項に規定する区域内のほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域(これらの地域から第1項に規定する区域内を除く。)においては、これを開設し、又は運営してはならない。

4 前項の規定は、暴力団事務所であつて、その開設後に同項に規定する地域が定められたことにより当該地域において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、その開設後に同項に規定する地域が定められたことにより当該地域において運営されることとなった後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営

された場合は、この限りでない。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 暴力団排除特別強化地域

(暴力団排除特別強化地域)

第17条の2 暴力団排除を特に推進する地域として、別表に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域(以下「特別強化地域」という。)とする。

(特定営業者の禁止行為)

第17条の3 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から、用心棒の役務(法第9条第5号に規定する用心棒の役務をいう。次項及び次条において同じ。)の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又はその営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第17条の4 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務を提供し、又は自らが指定した者に用心棒の役務の提供をさせてはならない。

2 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務を提供する対償として、又はその営業を営むことを容認する対償として利益の供与を受け、又は自らが指定した者に利益の供与を受けさせてはならない。

第21条の見出し中「調査」の次に「及び立入り」を加え、同条に次の3項を加える。

2 公安委員会は、第12条の2又は第13条第3項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対

し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該違反に係る建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第23条第1項中「第21条」を「第21条第1項」に改め、第8章中同条の次に次の1条を加える。

(命令)

第23条の2 公安委員会は、暴力団員が第12条の2の規定に違反する行為をしたときは、当該暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第12条の2の規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、第13条第3項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

第9章中第24条の次に次の1条を加える。

(公安委員会の事務の委任)

第24条の2 公安委員会は、第23条の2第1項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

第25条を次のように改める。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の

罰金に処する。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
- (2) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って第17条の3の規定に違反した者
- (3) 第17条の4の規定に違反した者
- (4) 第23条の2第3項の規定による命令に違反した者

2 第23条の2第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 第21条第2項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4 第1項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

本則に次の1条を加える。

(両罰規定)

第26条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第17条の2関係)

- 1 松江市和多見町、寺町、伊勢宮町及び朝日町の区域

- 2 松江市末次本町、東本町一丁目、東本町二丁目及び東本町三丁目の区域
- 3 松江市玉湯町玉造323番地先勾玉橋右岸側の下流端を中心として半径30メートル以内の区域
- 4 出雲市今市町の区域のうち、市道高瀬川右岸線、市道若葉町元町線、市道上町扇町線及び市道今市21号線で囲まれた区域並びに市道上町扇町線、市道若葉町元町線、市道有原東町線及び市道四絡222号線で囲まれた区域

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、この条例による改正後の島根県暴力団排除条例第13条第1項第9号及び第3項の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の際現にある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、この条例の施行後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

第38号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例（平成27年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1中11の項を12の項とし、4の項から10の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次の1項を加える。

4 知事	B型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等の肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条並びに第4条第1項及び第3項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第39号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第8号左欄の(1)中「第14条第1項」を「第14条第2項」に改め、同号右欄中「建築主事」の次に「又は同条第2項の規定により置く建築副主事」を加え、同表第14号左欄中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表第25号左欄中(64)を(67)とし、(61)から(63)までを(64)から(66)までとし、(60)の次に次のように加える。

- (61) 政令第137条の12第6項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定に係る申請の受理
- (62) 政令第137条の12第7項の規定による建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定に係る申請の受理
- (63) 政令第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の適用除外に関する認定に係る申請の受理

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第40号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第1条 住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

（本人確認情報を提供する県内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）

第1条の2 法第30条の13第1項に規定する条例で定める県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下「県内の市町村の執行機関」という。）及び事務は、別表第1のとおりとする。

（県内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第1条の3 知事が行う法第30条の13第1項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の県内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて県内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

第2条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第30条の15第1項第2号」の次に「及び第30条の44の6第1項第2号」を加え、「別表第1」を「別表第2」に改める。

第3条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第30条の15第2項」の次に「及び第30条の44の6第2項」を加え、「別表第2」を「別表第3」に改める。

第4条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び法第30条の44の6第2項の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第5条中「法第30条の15第1項及び第2項の規定による」を削り、「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第6条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第30条の40第1項」の次に「（法第30条の44の12の規定において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第1条の2関係）

県内の市町村の執行機関	事務
市町村長	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による同法第10条第1項の認証、同法第23条第2項の届出又は同法第34条第3項の認証に関する事務であって規則で定めるもの

第2条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第6条中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

別表第2中26の項を27の項とし、11の項から25の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次のように加える。

11 B型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等の肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第2条の改正規定（「別表第1」を「別表第2」に改める部分を除く。）、第3条の改正規定（「別表第2」を「別表第3」に改める部分を除く。）、第4条の改正規定、第5条の改正規定（「法第30条の15第1項及び第2項の規定による」を削る部分を除く。）及び第6条の改正規定並びに次項の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情

報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 第2条中第6条の改正規定及び附則第3項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(3) 第2条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第 号）の施行の日（島根県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

2 島根県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「第30条の40第1項」の次に「（同法第30条の44の12の規定において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

3 島根県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

第41号議案

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2 移動式荷役機械の部を次のように改める。

移動式荷役機械	クレーン		1時間につき	11,650円	12,815円
	フォークリフト			5,000円	5,500円
	リーチスタッカー			15,400円	16,940円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第42号議案

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第5の2の表中

全灯利用の場合	30分につき	7,460円
2分の1灯利用の場合	30分につき	3,990円
4分の1灯利用の場合	30分につき	1,930円

を

職業野球団が利用する場合

照度 1,500 ルクス	30分につき	37,850円
照度 1,000 ルクス	30分につき	28,600円
照度 750 ルクス	30分につき	22,700円
照度 500 ルクス	30分につき	18,300円
照度 300 ルクス	30分につき	9,450円

に改め、同表の備考中第

職業野 球団以 外が利 用する 場合	照 度 1,500 ルクス	30分につき	7,570円
	照 度 1,000 ルクス	30分につき	5,720円
	照 度 750 ルクス	30分につき	4,540円
	照 度 500 ルクス	30分につき	3,660円
	照 度 300 ルクス	30分につき	1,890円

4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- 2 野球場の照明設備を利用する場合において、照度は、内野における照度とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第43号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「建築主事」の次に「若しくは建築副主事」を加える。

別表第4に次のように加える。

42 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。次項において「政令」という。）第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
43 政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第44号議案

島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例

島根県企業局職員定数条例（平成19年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「89人」を「96人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第45号議案

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例（平成24年島
根県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第46号議案

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条中「10万分の38」を「零」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第47号議案

島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第71号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第48号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則（第114条）」を「第15章 里親支援センター（第114条）
第16章 雑則（第120条）
第119条）」に改める。

第6条の3第1項及び第15条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第32条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第34条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第40条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第43条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第62条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第65条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第96条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第99条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第106条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第109条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第113条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第114条を第120条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第114条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第3項第3号において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第115条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上

の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第116条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者

であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第117条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第118条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第119条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員その他の関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第49号議案

島根県女性相談センター条例の一部を改正する条例

島根県女性相談センター条例（昭和39年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「援助」を「支援」に、「、生活各般の相談、指導及び援護を行う」を「生活各般の相談及び援助を行い、又は当該女性を保護する」に改め、同条第3項中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第50号議案

島根県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第73号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

（基準と女性自立支援施設）

第3条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（非常災害対策）

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（第16条第4項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必

要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

- (2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上
- (3) 栄養士又は調理員 1以上
- (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りではない。

（施設長の資格要件）

第10条 施設長は、施設を運営するにあたって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。
- (2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- (3) 心身ともに健全な者であること。

（設備の基準）

第11条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メー

トル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第13条 一の居室の定員は、原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

（食事の提供）

第15条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第16条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

（保健衛生）

第17条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第18条の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第19条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育

機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（電磁的記録）

第20条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第51号議案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例（平成19年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項の規定に基づく報告に関する条例

第1条及び第2条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第52号議案

島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例

島根県病院局職員定数条例（平成19年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,145人」を「1,248人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第53号議案

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和51年島根県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第87条の3第1項」の次に「（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第3項中「は、法第91条の2第6項各号」の次に「（農業経営基盤強化促進法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- (1) 農地中間管理機構に農業の経営又は農作業の委託をした者が、当該委託を解除した場合であって、引き続き当該委託の解除に係る土地について農地中間管理権を設定した場合において、当該農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上であるとき。
- (2) その他知事がやむを得ないものとして承認したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第54号議案

島根県漁港管理条例及び漁港管理会設置条例の一部を改正する条例

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第1条 島根県漁港管理条例(昭和34年島根県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第14条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」を加え、「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

第15条第1項中「船舟は、」を「知事は、船舟が」に、「速やかに知事に届け出なければならない」を「規則で定めるところにより、入港届又は出港届を提出させることができる」に改め、同項ただし書及び同条第2項を削る。

第18条第5号中「、第12条第1項又は第15条」を「又は第12条第1項」に、「第46条第4号」を「第72条第3号」に改める。

別表第2中「給油施設」を「燃料供給施設、増殖及び養殖用施設、蓄養施設」に改め、「加工場」の次に「、直売所」を加える。

別表第3の2の表中「水産物増養殖施設」の次に「又は蓄養施設」を加える。

(漁港管理会設置条例の一部改正)

第2条 漁港管理会設置条例(平成13年島根県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。